別記第一号（Ａ４）

検査結果表

（第１第１項第１号に規定する昇降機）

		氏　名	検査者番号
当該検査に関与した検査者	代表となる検査者		
	その他の検査者		

昇降機番号	

番号	検査項目				検査結果 指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	担当検査者番号
1	**機械室（機械室を有しないエレベーターにあっては、共通）**								
(1)	機械室への通路及び出入口の戸								
(2)	機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等								
(3)	機械室の床の貫通部								
(4)	救出装置								
(5)	制御器	開閉器及び遮断器							
(6)	制御器	接触器、継電器及び運転制御用基板							
(7)	制御器	ヒューズ							
(8)	制御器	絶縁　電動発電機の回路（300V以下・300V超） 電動機の回路（300V以下・300V超） 制御器等回路の300Vを超える回路 制御器等回路の150Vを超え300V以下の回路 制御器等回路の150V以下の回路		MΩ MΩ MΩ MΩ MΩ					
(9)	制御器	接地							
(10)	階床選択機								
(11)	巻上機	減速歯車							
(12)	巻上機	綱車又は巻胴	綱車と主索のかかり イ.製造者が指定する要是正となる基準値 （　　mm） ロ.やむを得ない事情により、点検者が設定する要是正となる基準値 （　　mm） ハ.綱車と主索の滑り等により判定	mm					
(13)	巻上機	軸受							
(14)	巻上機	ブレーキ	保持力 イ.ブレーキをかけた状態において、トルクレンチにより確認 ロ.ブレーキをかけた状態において、モーターにトルクをかけ確認 ハ.かごに荷重を加え、かごの位置を確認						
			パッドの厚さ イ.製造者が指定する 要重点点検となる基準値（　　mm） 要是正となる基準値（　　mm） ロ.やむを得ない事情により、点検者が設定する 要重点点検となる基準値（　　mm） 要是正となる基準値（　　mm）	右　　mm 左　　mm					
(15)	そらせ車								
(16)	電動機								
(17)	電動発電機								
(18)	駆動装置等の耐震対策								
(19)	速度　　定格速度（　　m／min）			上昇　　m/min 下降　　m/min					
2	**共通**								
(1)	かご側調速機	過速スイッチの作動速度　　（定格速度の　　%）		m/min					
	かご側調速機	キャッチの作動速度　　（定格速度の　　%）		m/min					
(2)	釣合おもり側調速機	キャッチの作動速度（かご側キャッチの作動速度の　　%）		m/min					
(3)	主索又は鎖	主索	径　最も摩耗した主索の番号（　　） 直径（　　mm）　未摩耗直径（　　mm）	%					
	主索又は鎖	主索	素線切れ 最も摩損した主索の番号（　　） 該当する素線切れ判定基準（　　） 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超　・70%以下	1よりピッチ内の素線切れ数　　本 1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数 本					
	主索又は鎖	主索	錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の径 主索の番号（　　） 直径（　　mm）　未摩耗直径（　　mm）	%					
	主索又は鎖	主索	主索本数（　　本） 要重点点検の主索の番号（　　）　要是正の主索の番号（　　）						
	主索又は鎖	鎖	摩耗　最も摩耗した鎖の番号（　　） 測定長さ（　　mm）　基準長さ（　　mm）	伸び　　%					
	主索又は鎖	鎖	鎖本数（　　本） 要重点点検の鎖の番号（　　）　要是正の鎖の番号（　　）						
(4)	主索又は鎖の張り								
(5)	主索又は鎖及び調速機ロープの取付部								
(6)	主索又は鎖の緩み検出装置								
(7)	主索又は鎖の巻過ぎ検出装置								
(8)	はかり装置								
(9)	戸開走行保護装置								

(10)	地震時等管制運転装置					
(11)	降下防止装置					
(12)	換気設備等					
(13)	制御盤扉					
3	**かご室**					
(1)	かごの壁又は囲い、天井及び床					
(2)	かごの戸及び敷居					
(3)	かごの戸のスイッチ					
(4)	床合わせ補正装置及び着床装置					
(5)	車止め、光電装置等					
(6)	かご操作盤及び表示器					
(7)	操縦機					
(8)	外部への連絡装置					
(9)	かご内の停止スイッチ					
(10)	用途、積載量及び最大定員の標識					
(11)	かごの照明装置					
(12)	停電灯装置					
(13)	かごの床先					
4	**かご上**					
(1)	かご上の停止スイッチ					
(2)	頂部安全距離確保スイッチ					
(3)	上部ファイナルリミットスイッチ及びリミット（強制停止）スイッチ					
(4)	上部緩衝器又は上部緩衝材					
(5)	頂部綱車					
(6)	調速機ロープ					
(7)	かごの非常救出口					
(8)	かごのガイドシュー等					
(9)	かご吊り車					
(10)	ガイドレール及びレールブラケット					
(11)	施錠装置					
(12)	昇降路における壁又は囲い					
(13)	乗り場の戸及び敷居					
(14)	昇降路内の耐震対策					
(15)	移動ケーブル及び取付部					
(16)	釣合おもりの各部					
(17)	釣合おもり非常止め装置 形式　早ぎき式・次第ぎき式・スラックロープ式					
(18)	釣合おもりの吊り車					
(19)	かごの戸の開閉機構					
(20)	かごの枠					
5	**乗り場**					
(1)	押しボタン等及び表示器					
(2)	非常解錠装置					
(3)	乗り場の戸の遮煙構造					
(4)	昇降路の壁又は囲いの一部を有しない部分の構造					
(5)	制御盤扉					
6	**ピット**					
(1)	保守用停止スイッチ					
(2)	底部安全距離確保スイッチ					
(3)	下部ファイナルリミットスイッチ及びリミット（強制停止）スイッチ					
(4)	緩衝器又は緩衝材					
(5)	張り車					
(6)	ピット床					
(7)	かご非常止め装置 形　式　：早ぎき式・次第きぎ式・スラックロープ式					
(8)	かご下綱車					
(9)	釣合ロープ又は釣合鎖の取付部					
(10)	釣合おもり底部すき間	緩衝器形式　ばね式・油入式・緩衝材 制御方式　交流1(2)段制御・その他 前回の定期検査時（　　mm）	mm			
(11)	移動ケーブル及び取付部					
(12)	ピット内の耐震対策					
(13)	駆動装置の主索保護カバー					
(14)	かごの枠					
7	**非常用エレベーター**					
(1)	かご呼び戻し装置					
(2)	一次消防運転					
(3)	二次消防運転	二次消防運転時の速度	m/min			
(4)	予備電源切替え回路					
(5)	その他					
8	**上記以外の検査項目**					

特記事項

番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月

（注意）

① この書類は、昇降機ごとに作成してください。その際に、「昇降機番号」欄には、建築基準法施行規則別記第36号の４様式第二面５欄の番号を記入してください。

② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36号の４様式第二面３欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該昇降機の検査を行った検査者が１人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。

④ 検査項目のうち、その点検事項が点検の対象のエレベーターに適用されないことが明らかなものについては、その「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。

⑤ 「検査結果」欄は、別表第１（い）欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。

⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第１（い）欄に掲げる検査項目について（ろ）欄に掲げる検査事項のいずれかが（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください（ただし、（に）欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、（に）欄「ロ」に掲げる判定基準のみに該当する場合を除く。）。

⑦ 「検査結果」欄のうち「要重点点検」欄は、⑥に該当せず、別表第１（に）欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、（い）欄に掲げる検査項目について（ろ）欄に掲げる検査事項が（に）欄「ロ」に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。

⑧ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥及び⑦のいずれにも該当しない場合に○印を記入してください。

⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第３条第２項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。

⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該昇降機の検査を行った検査者が１人の場合は、記入しなくても構いません。

⑪ １(8)「絶縁」には、該当しない回路及び電圧区分を取消線で抹消した上で、右欄に検査で測定した抵抗値を記入してください。

⑫ １(12)「綱車又は巻胴」には、「イ.」を○で囲んだ上で、左欄に製造者が指定する要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、点検者が設定する基準により判定した場合は、「ロ.」を○で囲んだ上で、左欄に要是正となる基準を記入してください。また、右欄に検査で測定した寸法を記入し、綱車と主索の滑り等により判定した場合は、「ハ.」を○で囲んでください。

⑬ １(14)「ブレーキ」の「保持力」には、該当する検査方法を選択し、「イ.」から「ハ.」のうち該当するものを○で囲んでください。

⑭ １(14)「ブレーキ」の「パッドの厚さ」には、「イ.」を○で囲んだ上で、左欄に製造者が指定する要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、点検者が設定する基準により判定した場合は、「ロ.」を○で囲んだ上で、左欄に要是正となる基準を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入してください。

⑮ １(19)「速度」には、定格速度を記入するとともに、右欄に検査で測定した上昇時及び下降時の速度を記入してください。

⑯ ２(1)「かご側調速機」及び２(2)「釣合おもり側調速機」には、右欄には検査の測定値を記入し、左欄には、かご側調速機にあっては、作動速度の測定値の定格速度に対する割合、釣合おもり側調速機にあっては、作動速度の測定値のかご側キャッチ作動速度に対する割合を記入してください。

⑰ ２(3)「主索又は鎖」の「径」には、最も摩耗した主索の番号を記入するとともに、最も摩耗が進んだ部分の直径と綱車にかからない部分で摩耗していない部分の直径を記入してください。また、右欄に最も摩耗が進んだ部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する割合を記入してください。

⑱ ２(3)「主索又は鎖」の「主索」の「素線切れ」には、最も摩損した主索の番号を記入するとともに、該当する素線切れ判定基準及び素線切れが生じた部分の断面積の割合を記入し、該当しないものを取消線で抹消してください。「１よりピッチ内の素線切れ数」には、最も素線切れが多い１ピッチ内の素線切れ数を記入してください。「１構成より１ピッチ内の最大の素線切れ数」には、１ピッチ内で最も素線切れが多い１構成よりの素線切れ数を記入してください。

⑲ ２(3)「主索又は鎖」の「主索」の「錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の径」には、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索の番号を記入するとともに、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径と綱車にかからない部分で摩耗していない部分の直径を記入してください。また、右欄に錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する割合を記入してください。

⑳ ２(3)「主索又は鎖」の「主索」の「主索本数」には、主索の本数を記入してください。また、「要重点点検の主索」及び「要是正の主索」には、それぞれ該当するすべての主索番号を記入してください。

㉑ ２(3)「主索又は鎖」の「鎖」の「伸び」には最も摩耗した鎖の番号を記入するとともに、「測定長さ」には、その鎖の最も摩耗した部分の長さを、「基準長さ」には、鎖車にかからない部分で摩耗していない鎖の長さを記入してください。また、右欄に現在の長さの基準長さに対する伸び率を記入してください。

㉒ ２(3)「主索又は鎖」の「鎖」の「鎖本数」には、鎖の本数を記入してください。また、「要重点点検の鎖」及び「要是正の鎖」は、それぞれ該当するすべての鎖番号を記入してください。

㉓ ４(17)「釣合おもり非常止め装置」及び６(7)「かご非常止め装置」には、該当しない形式を取消線で抹消してください。

㉔ ６(10)「釣合おもり底部すき間」には、該当しない緩衝器形式及び制御方式を取消線で抹消して、前回の定期検査時の値を（　mm）に記入してください。なお、初回の定期検査の場合又は前回の定期検査時の値が確認できない場合は、（　mm）内に「－」を記入してください。

㉕ ７(3)「二次消防運転」には、二次消防運転時の速度の測定結果を右欄に記入してください。

㉖ ８「上記以外の検査項目」には、第１第１項ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したとき又は第１第２項により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目又は第１第２項に規定する図書に記載されている検査項目を追加し、⑥から⑩に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、８は削除して構いません。

㉗ 「特記事項」欄は、検査の結果、要是正又は要重点点検の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目及び検査事項を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（　）書きで記入してください。

㉘ ２(3)主索又は鎖において最も摩耗した主索又は鎖、最も素線切れの多い主索として掲げたもの、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索及びブレーキパッドの状況に関する写真を別添１様式、主索又は鎖及びブレーキパッドを除く要是正又は要重点点検とされた検査事項（既存不適格の場合を除く。）における要是正又は要重点点検とされた部分の写真を別添２様式に従い添付してください。

別記第二号（Ａ４）

検査結果表

（第１第１項第２号に規定する昇降機）

		氏　名	検査者番号
当該検査に関与した検査者	代表となる検査者		
	その他の検査者		

昇降機番号	

番号	検査項目				検査結果 指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	担当検査者番号
1	**機械室（機械室を有しないエレベーターにあっては、共通）**								
(1)	機械室への通路及び出入口の戸								
(2)	機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等								
(3)	救出装置								
(4)	制御器	開閉器及び遮断器							
(5)	制御器	接触器、継電器及び運転制御用基板							
(6)	制御器	ヒューズ							
(7)	制御器	絶縁　電動機の回路（300V以下・300V超） 制御器等回路の300Vを超える回路 制御器等回路の150Vを超え300V以下の回路 制御器等回路の150V以下の回路		ＭΩ ＭΩ ＭΩ ＭΩ					
(8)	制御器	接地							
(9)	空転防止装置								
(10)	階床選択機								
(11)	油圧パワーユニット	電動機及びポンプ							
(12)	油圧パワーユニット	圧力計							
(13)	油圧パワーユニット	安全弁	常用圧力銘板値（　　MPa） 作動圧力測定値（　　MPa）	常用圧力の　　％					
(14)	油圧パワーユニット	逆止弁							
(15)	油圧パワーユニット	流量制御弁							
(16)	油圧パワーユニット	油タンク及び圧力配管							
(17)	油圧パワーユニット	作動油温度抑制装置							
(18)	ストップバルブ								
(19)	高圧ゴムホース								
(20)	駆動装置等の耐震対策								
2	**共通**								
(1)	圧力配管								
(2)	調速機	過速スイッチの作動速度（定格速度の　　％）		m/min					
(2)	調速機	キャッチ作動速度　（定格速度の　　％）		m/min					
(3)	主索又は鎖	主索	径　最も摩耗した主索の番号（　　） 直径（　　mm）　未摩耗直径（　　mm）	％					
(3)	主索又は鎖	主索	素線切れ 最も摩損した主索の番号（　　） 該当する素線切れ判定基準（　　） 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超　・70%以下	１よりピッチ内の素線切れ数　　本 １構成より１ピッチ内の最大の素線切れ数　本					
(3)	主索又は鎖	主索	錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の径 主索の番号（　　） 直径（　　mm）　未摩耗直径（　　mm）	％					
(3)	主索又は鎖	主索	主索本数（　　本） 要重点点検の主索の番号（　　）　要是正の主索の番号（　　）						
(3)	主索又は鎖	鎖	摩耗　最も摩耗した鎖の番号（　　） 測定長さ（　　mm）　基準長さ（　　mm）	伸び　　％					
(3)	主索又は鎖	鎖	鎖本数（　　本） 要重点点検の鎖の番号（　　）　要是正の鎖の番号（　　）						
(4)	主索又は鎖の張り								
(5)	主索又は鎖及び調速機ロープの取付部								
(6)	主索又は鎖の緩み検出装置								
(7)	はかり装置								
(8)	プランジャー								
(9)	プランジャーストッパー								
(10)	シリンダー								
(11)	防火区画貫通部								
(12)	速度　定格速度（上昇）（　　m／min） 定格速度（下降）（　　m／min）			上昇　　m/min 下降　　m/min					
(13)	戸開走行保護装置								
(14)	地震時等管制運転装置								
(15)	降下防止装置								
(16)	換気設備等								
(17)	制御盤扉								
3	**かご室**								
(1)	かごの壁又は囲い、天井及び床								
(2)	かごの戸及び敷居								
(3)	かごの戸のスイッチ								
(4)	戸開き状態において作動する予圧装置								
(5)	床合わせ補正装置及び着床装置 （戸開き状態において作動する再床合せ装置：　有　・　無　）								
(6)	ドアゾーン行き過ぎ制限装置								
(7)	車止め、光電装置等								
(8)	かご操作盤及び表示器								
(9)	外部への連絡装置								

(10)	かご内の停止スイッチ					
(11)	用途、積載量及び最大定員の標識					
(12)	かごの照明装置					
(13)	停電灯装置					
(14)	かごの床先					
4	**かご上**					
(1)	かご上の停止スイッチ					
(2)	頂部安全距離確保スイッチ					
(3)	上部リミット（強制停止）スイッチ					
(4)	プランジャーリミットスイッチ					
(5)	プランジャーストッパーで停止したときのかごの頂部すき間　mm					
(6)	頂部綱車					
(7)	プランジャー頂部綱車及び鎖車					
(8)	プランジャーのガイドシュー等					
(9)	調速機ロープ					
(10)	かごの非常救出口					
(11)	かごのガイドシュー等					
(12)	ガイドレール及びレールブラケット					
(13)	施錠装置					
(14)	昇降路における壁又は囲い					
(15)	乗り場の戸及び敷居					
(16)	昇降路内の耐震対策					
(17)	移動ケーブル及び取付部					
(18)	かごの戸の開閉機構					
(19)	かごの枠					
5	**乗り場**					
(1)	押しボタン等及び表示器					
(2)	非常解錠装置					
(3)	乗り場の戸の遮煙構造					
(4)	昇降路の壁又は囲いの一部を有しない部分の構造					
(5)	屋上の昇降路の開口部の戸					
(6)	屋上の柵及び警報装置					
(7)	制御盤扉					
6	**ピット**					
(1)	保守用停止スイッチ					
(2)	底部安全距離確保スイッチ					
(3)	下部ファイナルリミットスイッチ及びリミット（強制停止）スイッチ					
(4)	緩衝器及び緩衝材					
(5)	張り車					
(6)	ピット床					
(7)	かご非常止め装置 形　式　：早ぎき式・次第ぎき式・スラックロープ式					
(8)	かご下綱車					
(9)	シリンダー下の綱車					
(10)	移動ケーブル及び取付部					
(11)	ピット内の耐震対策					
(12)	かごの枠					
7	**上記以外の検査項目**					

特記事項

番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月

（注意）

① この書類は、昇降機ごとに作成してください。その際に、「昇降機番号」欄には、建築基準法施行規則別記第36号の４様式第二面５欄の番号を記入してください。

② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36号の４様式第二面３欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該昇降機の検査を行った検査者が１人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。

④ 検査項目のうち、その点検事項が点検の対象のエレベーターに明らかに適用されないものについては、その「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。

⑤ 「検査結果」欄は、別表第２（い）欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。

⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第２（い）欄に掲げる検査項目について（ろ）欄に掲げる検査事項のいずれかが（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください（ただし、（に）欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、（に）欄「ロ」に掲げる判定基準のみに該当する場合を除く。）。

⑦ 「検査結果」欄のうち「要重点点検」欄は、⑥に該当せず、別表第２（に）欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、（い）欄に掲げる検査項目について（ろ）欄に掲げる検査事項が（に）欄「ロ」に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。

⑧ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥及び⑦のいずれにも該当しない場合に○印を記入してください。

⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第３条第２項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。

⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該昇降機の検査を行った検査者が１人の場合は、記入しなくても構いません。

⑪ １(7)「絶縁」には、該当しない回路及び電圧区分を取消線で抹消した上で、右欄に検査で測定した抵抗値を記入してください。

⑫ １(13)「安全弁」には、常用圧力の銘板値及び安全弁の作動圧力の測定値を記入してください。右欄に作動圧力（測定値）の常用圧力（銘板値）に対する比率を記入してください。

⑬　２(2)「調速機」には、右欄には過速スイッチ及びキャッチの作動速度の測定値を記入し、左欄には過速スイッチ及びキャッチの作動速度の測定値の定格速度に対する比率を記入してください。

⑭　２(3)「主索及び鎖」の「主索」の「径」には、最も摩耗した主索番号を記入するとともに、最も摩耗が進んだ部分の直径と綱車にかからない部分で摩耗していない部分の直径を記入してください。また、右欄に最も摩耗が進んだ部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する比率を記入してください。

⑮　２(3)「主索又は鎖」の「主索」の「素線切れ」には、最も摩損した主索の番号を記入するとともに、該当する素線切れ判定基準及び素線切れが生じた部分の断面積の割合を記入し、該当しないものを取消線で抹消してください。「１よりピッチ内の素線切れ数」には、最も素線切れが多い１ピッチ内の素線切れ数を記入してください。「１構成より１ピッチ内の最大の素線切れ数」には、１ピッチ内で最も素線切れが多い１構成よりの素線切れ数を記入してください。

⑯　２(3)「主索又は鎖」の「主索」の「錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の径」には、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索の番号を記入するとともに、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径と綱車にかからない部分で摩耗していない部分の直径を記入してください。また、右欄に錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する割合を記入してください。

⑰　２(3)「主索又は鎖」の「主索」の「主索本数」には、主索の本数を記入してください。また、「要重点点検の主索」及び「要是正の主索」は、それぞれ該当するすべての主索番号を記入してください。

⑱　２(3)「主索又は鎖」の「鎖」の「伸び」には最も摩耗した鎖の番号を記入するとともに、「測定長さ」は、その鎖の最も摩耗が進んだ部分の長さを、「基準長さ」は、鎖車にかからない部分で摩耗していない鎖の長さを記入してください。また、右欄に現在の長さの基準長さに対する伸び率を記入してください。

⑲　２(3)「主索又は鎖」の「鎖」の「鎖本数」には、鎖の本数を記入してください。また、「要重点点検の鎖」及び「要是正の鎖」は、それぞれ該当するすべての鎖番号を記入してください。

⑳　２(12)「速度」には、上昇及び下降の定格速度を記入するとともに、右欄に検査で測定した上昇時及び下降時の速度を記入してください。

㉑　４(5)「プランジャーストッパーで停止したときのかごの頂部すき間」には、プランジャーストッパーによりかごを停止させたときのかごの頂部すき間の測定値、又はかご床面と最上階床面との距離を測定し計算により算出したかごの頂部すき間の値を記入してください。

㉒　６(7)「かご非常止め装置」には、該当しない形式を取消線で抹消してください。

㉓　７「上記以外の検査項目」には、第１第１項ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したとき又は第１第２項により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目又は第１第２項に規定する図書に記載されている検査項目を追加し、⑥から⑩に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、７は削除して構いません。

㉔　「特記事項」欄は、検査の結果、要是正又は要重点点検の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目及び検査事項を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（　）書きで記入してください。

㉕　２(3)主索又は鎖において最も摩耗した主索又は鎖、最も素線切れの多い主索として掲げたもの、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索に関する写真を別添１様式、主索又は鎖を除く要是正又は要重点点検とされた検査事項（既存不適格の場合を除く。）における要是正又は要重点点検とされた部分の写真を別添２様式に従い添付してください。

別記第三号（Ａ４）

検査結果表

（第１第１項第３号に規定する昇降機）

		氏　名	検査者番号
当該検査に関与した検査者	代表となる検査者		
	その他の検査者		

昇降機番号	

番号	検 査 項 目					検査結果 指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	担当検査者番号
1	**駆動装置（油圧式以外）**									
(1)	電動機									
(2)	減速機									
(3)	ブレーキ			制動力 イ.かごに積載荷重の1.25倍の荷重を加え、 定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認 積載荷重の1.25倍の荷重(　　kg) 定格速度（　　m/min) ロ.かごが無負荷の状態において定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認 制動距離の基準値（　　mm)	mm					
(4)	駆動方式	ロープ式・巻胴式	主索	径　最も摩耗した主索の番号(　　) 直径（　　mm)　未摩耗直径（　　mm)	%					
				素線切れ 最も摩損した主索の番号(　　) 該当する素線切れ判定基準（　　) 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超　・70%以下	１よりピッチ内の素線切れ数　本 １構成より１ピッチ内の最大の素線切れ数　本					
				錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の径 主索の番号（　　) 直径（　　mm)　未摩耗直径（　　mm)	%					
				主索本数（　　本) 要重点点検の主索の番号(　　)　要是正の主索の番号(　　)						
		ラックピニオン式								
		チェーンスプロケット式		鎖の摩耗 測定長さ（　　mm)　基準長さ（　　mm)	%					
		チェーンラックピニオン式		鎖の摩耗 測定長さ（　　mm)　基準長さ（　　mm)	%					
2	**駆動装置（油圧式）**									
(1)	空転防止装置									
(2)	油圧パワーユニット	油圧パワーユニットの取付けの状況								
(3)		電動機及びポンプ								
(4)		圧力計								
(5)		安全弁		銘板値　（安全弁の作動圧力　　MPa) （常用圧力　　MPa) 測定値（安全弁の作動圧力　　MPa)	常用圧力の　　%					
(6)		逆止弁								
(7)		流量制御弁								
(8)		油タンク及び圧力配管								
(9)		作動油温度抑制装置								
(10)	ストップバルブ									
(11)	高圧ゴムホース									
(12)	圧力配管									
(13)	パンタグラフ式（下枠及びアーム）									
(14)	プランジャー									
(15)	プランジャーストッパー									
(16)	シリンダー									
(17)	主索又は鎖	主索		径　最も摩耗した主索の番号(　　) 直径（　　mm)　未摩耗直径（　　mm)	%					
				素線切れ 最も摩損した主索の番号(　　) 該当する素線切れ判定基準（　　) 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超　・70%以下	１よりピッチ内の素線切れ数　本 １構成より１ピッチの最大の素線切れ数　本					
				錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の径 主索の番号（　　) 直径（　　mm)　未摩耗直径（　　mm)	%					
				主索本数（　　本) 要重点点検の主索の番号(　　)　要是正の主索の番号(　　)						
		鎖		摩耗：最も摩耗した鎖の番号(　　) 測定長さ（　　mm）基準長さ（　　mm)	伸び　　%					
				鎖本数（　　本) 要重点点検の鎖の番号(　　)要是正の鎖の番号(　　)						
(18)	主索又は鎖の伸び									
(19)	主索又は鎖の張り									
(20)	主索又は鎖の取付部									

(21)	主索又は鎖の緩み検出装置						
3	**共通**						
(1)	救出装置						
(2)	制御器	開閉器及び遮断器					
(3)		接触器、継電器及び運転制御用基板					
(4)		ヒューズ					
(5)		絶縁　電動機の回路（300V以下・300V超） 制御器等回路の300Vを超える回路 制御器等回路の150Vを超え300V以下の回路 制御器等回路の150V以下の回路	MΩ MΩ MΩ MΩ				
(6)		接地					
(7)	耐震対策						
(8)	速度　定格速度（　　m／min）		上昇　m/min 下降　m/min				
4	**かご室**						
(1)	かごの壁又は囲い、天井及び床						
(2)	かごの戸又は可動式の手すり						
(3)	かごの戸又は可動式の手すりのスイッチ						
(4)	かご操作盤及び表示器						
(5)	リモートコントロールスイッチ						
(6)	外部への連絡装置						
(7)	非常停止スイッチ						
(8)	用途、積載量及び最大定員の標識						
(9)	車止め						
(10)	かごの床先と出入口の床先との水平距離						
(11)	かご非常止め装置 ・形式：　速度検出式・緩み検出式						
(12)	かごのガイドシュー等						
(13)	かごの折りたたみ機構						
(14)	かごの着脱機構						
(15)	運転キー						
5	**乗り場及び昇降路**						
(1)	乗り場の操作盤						
(2)	乗り場の戸又は可動式の手すりのスイッチ						
(3)	ドアロック						
(4)	非常停止スイッチ						
(5)	乗り場の戸又は可動式の手すり						
(6)	ファイナルリミットスイッチ及びリミット（強制停止）スイッチ						
(7)	移動ケーブル及びトロリー						
(8)	昇降路側壁等の囲い						
(9)	ガイドレール及びレールブラケット						
(10)	ガイドレール、駆動装置等のカバー						
(11)	障害物検出装置						
(12)	折りたたみレール						
6	**上記以外の検査項目**						

特記事項

番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月

（注意）

① この書類は、昇降機ごとに作成してください。その際に、「昇降機番号」欄には、建築基準法施行規則別記第36号の４様式第二面５欄の番号を記入してください。

② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の４様式第二面３欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該昇降機の検査を行った検査者が１人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。

④ 検査項目のうち、その点検事項が点検の対象の段差解消機に適用されないことが明らかなものについては、その「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。

⑤ 「検査結果」欄は、別表第３（い）欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。

⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第３（い）欄に掲げる検査項目について（ろ）欄に掲げる検査事項のいずれかが（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください（ただし、（に）欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、（に）欄「ロ」に掲げる判定基準のみに該当する場合を除く。）。

⑦ 「検査結果」欄のうち「要重点点検」欄は、⑥に該当せず、別表第３（に）欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、（い）欄に掲げる検査項目について（ろ）欄に掲げる検査事項が（に）欄「ロ」に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。

⑧ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥及び⑦のいずれにも該当しない場合に○印を記入してください。

⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第３条第２項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。

⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該昇降機の検査を行った検査者が１人の場合は、記入しなくても構いません。

⑪ １「駆動装置（油圧式以外）」には、駆動装置が油圧式の場合は抹消してください。

⑫ １(3)「ブレーキ」の「制動力」には、かごに積載荷重の1.25倍の荷重を加え、定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認する方法による場合は「イ.」を○印で囲み、積載荷重の1.25倍の荷重の値及び定格速度を記入してください。かごが無負荷の状態において定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認する方法による場合は「ロ.」を○印で囲み、無負荷時の定格速度の状態における制動距離の基準値を記入してください。右欄には検査で測定した制動距離を記入してください。

⑬ １(4)「駆動方式」の該当しない項目を抹消してください。

⑭　１(4)「駆動方式」の「ロープ式・巻胴式」及び２(17)「主索又は鎖」の「主索」欄には、「主索」欄のうち「径」には、最も摩耗した主索番号を記入するとともに、最も摩耗が進んだ部分の直径と綱車にかからない部分で摩耗していない部分の直径を記入して下さい。また、右欄に最も摩耗が進んだ部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する比率を記入してください。

⑮　１(4)「駆動方式」の「ロープ式・巻胴式」及び２(17)「主索又は鎖」の「主索」の「素線切れ」には、最も摩損した主索の番号を記入するとともに、該当する素線切れ判定基準及び素線切れが生じた部分の断面積の割合を記入し、該当しないものを取消線で抹消してください。「１よりピッチ内の素線切れ数」には、最も素線切れが多い１ピッチ内の素線切れ数を記入してください。「１構成より１ピッチ内の最大の素線切れ数」には、１ピッチ内で最も素線切れがが多い１構成よりの素線切れ数を記入してください。

⑯　１(4)「駆動方式」の「ロープ式・巻胴式」及び２(17)「主索又は鎖」の「主索」の「錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の径」には、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索の番号を記入するとともに、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径と綱車にかからない部分で摩耗していない部分の直径を記入してください。また、右欄に錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する割合を記入してください。

⑰　１(4)「駆動方式」の「ロープ式・巻胴式」及び２(17)「主索又は鎖」の「主索」の「主索本数」には、主索の本数を記入してください。また、「要重点点検の主索」及び「要是正の主索」には、それぞれ該当するすべての主索番号を記入してください。

⑱　１(4)「駆動方式」の「チェーンスプロケット式」及び「チェーンラックピニオン式」の「鎖の摩耗」の「測定長さ」には、その鎖の最も摩耗の進んだ部分の長さを、「基準長さ」は、鎖車にかからない部分で摩耗していない鎖の長さを記入してください。また、右欄に現在の長さの基準長さに対する伸び率を記入してください。

⑲　２「駆動装置（油圧式）」には駆動装置が油圧式以外の場合は抹消してください。

⑳　２(5)「安全弁」の「銘板値」には、安全弁の作動圧力の銘板値を記入することとし、安全弁の作動圧力の銘板値がない場合は、常用圧力の銘板値を記入して下さい。「測定値」には、安全弁の作動圧力の測定値を記入して下さい。右欄には、左欄に常用圧力の銘板値が記入した場合のみ安全弁の作動圧力の測定値の常用圧力の銘板値に対する比率を記入してください。

㉑　２(17)「主索又は鎖」の「鎖」のうち「伸び」には、最も摩耗した鎖の番号を記入するとともに、「測定長さ」は、その鎖の最も摩耗が進んだ部分の長さを、「基準長さ」は、鎖車にかからない部分で摩耗していない鎖の長さを記入してください。また、右欄に現在の長さの基準長さに対する伸び率を記入してください。

㉒　２(17)「主索又は鎖」の「鎖」の「鎖本数」には、鎖の本数を記入してください。また、「要重点点検の鎖」及び「要是正の鎖」には、それぞれ該当するすべての鎖番号を記入してください。

㉓　３(5)「絶縁」には、該当しない回路及び電圧区分を取消線で抹消した上で、右欄に検査で測定した抵抗値を記入してください。

㉔　３(8)「速度」には、定格速度を記入するとともに、右欄に検査で測定した上昇時及び下降時の速度を記入してください。

㉕　４(11)「かご非常止め装置」の形式は、該当しないものを取消線で抹消してください。

㉖　６「上記以外の検査項目」には、第１第１項ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したとき又は第１第２項により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目又は第１第２項に規定する図書に記載されている検査項目を追加し、⑥から⑩に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、６は削除して構いません。

㉗　「特記事項」欄は、検査の結果、要是正又は要重点点検の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目及び検査事項を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（　）書きで記入してください。

㉘　１(4)及び２(17)主索又は鎖において最も摩耗した主索又は鎖、最も素線切れの多い主索として掲げたもの、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索及びブレーキパッドの状況に関する写真を別添１様式、主索及びブレーキパッドを除く要是正又は要重点点検とされた検査事項（既存不適格の場合を除く。）における要是正又は要重点点検とされた部分の写真を別添２様式に従い添付してください。

別記第四号（Ａ４）

整理番号

検査結果表

（第１第１項第４号に規定する昇降機）

		氏　名	検査者番号
当該検査に関与した検査者	代表となる検査者		
	その他の検査者		

昇降機番号	

番号	検査項目				検査結果				担当検査者番号
					指摘なし	要重点点検	要是正	既　存不適格	
1	**駆動装置**								
(1)	制御器	開閉器及び遮断器							
(2)	制御器	接触器、継電器及び運転制御用基板							
(3)	制御器	ヒューズ							
(4)	制御器	絶縁　電動機の回路（300V以下・300V超） 制御器等の回路の300Vを超える回路 制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路 制御器等の回路の150V以下の回路		MΩ MΩ MΩ MΩ					
(5)	制御器	接地							
(6)	電動機								
(7)	減速機								
(8)	ブレーキ		制動力 イ.いすに積載荷重の1.25倍の荷重を加え、定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認 積載荷重の1.25倍の荷重(　　kg) 定格速度（　　m/min) ロ.かごが無負荷の状態において定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認 制動距離の基準値（　　mm)	mm					
(9)	駆動方式	摩擦式（駆動ローラー）							
		ラックピニオン式							
		チェーンスプロケット式	鎖の摩耗 測定長さ（　　mm)　基準長さ（　　mm)	%					
		チェーンラックピニオン式	鎖の摩耗 測定長さ（　　mm)　基準長さ（　　mm)	%					
(10)	鎖の緩み検出装置								
(11)	駆動装置等のカバー								
(12)	かご非常止め装置 形式　速度検出式・緩み検出式								
(13)	かごのガイドシュー等								
(14)	ファイナルリミットスイッチ及びリミット（強制停止）スイッチ								
(15)	充電池								
(16)	駆動装置等の耐震対策								
(17)	速度　定格速度（　　m／min)			上昇　　m/min 下降　　m/min					
2	**いす関係**								
(1)	いす部								
(2)	いす操作盤のボタン等及び操作レバー								
(3)	いすの回転装置								
(4)	用途、積載量及び最大定員の標識								
(5)	障害物検出装置								
(6)	運転キー								
(7)	安全ベルト								
(8)	いすの折りたたみ機構								

3	**乗り場及び階段**					
(1)	乗り場の押しボタン等					
(2)	リモートコントロールスイッチ					
(3)	ガイドレール及びレールブラケット					
(4)	折りたたみレール					
(5)	移動ケーブル及びトロリー					
(6)	充電装置					
(7)	耐震対策					
4	**上記以外の検査項目**					

特記事項

番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月

（注意）

① この書類は、昇降機ごとに作成してください。その際に、「昇降機番号」欄には、建築基準法施行規則別記第36号の４様式第二面５欄の番号を記入してください。

② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の４様式第二面３欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該昇降機の検査を行った検査者が１人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。

④ 検査項目のうち、その点検事項が点検の対象のいす式段差解消機に適用されないことが明らかなものについては、その「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。

⑤ 「検査結果」欄は、別表第４（い）欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。

⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第４（い）欄に掲げる検査項目について（ろ）欄に掲げる検査事項のいずれかが（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に〇印を記入してください（ただし、（に）欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、（に）欄「ロ」に掲げる判定基準のみに該当する場合を除く。）。

⑦ 「検査結果」欄のうち「要重点点検」欄は、⑥に該当せず、別表第４（に）欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、（い）欄に掲げる検査項目について（ろ）欄に掲げる検査事項が（に）欄「ロ」に掲げる判定基準に該当する場合に〇印を記入してください。

⑧ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥及び⑦のいずれにも該当しない場合に〇印を記入してください。

⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に〇印を記入した場合で、建築基準法第３条第２項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、〇印を記入してください。

⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該昇降機の検査を行った検査者が１人の場合は、記入しなくても構いません。

⑪ １(4)「絶縁」には、該当しない回路及び電圧区分を取消線で抹消した上で、右欄に検査で測定した抵抗値を記入してください。

⑫ １(8)「ブレーキ」の「制動力」には、いすに積載荷重の1.25倍の荷重を加え、定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認する方法による場合は「イ.」を〇印で囲み、積載荷重の1.25倍の荷重の値及び定格速度を記入してください。かごが無負荷の状態において定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認する方法による場合は「ロ.」を〇印で囲み、無負荷時の定格速度の状態における制動距離の基準値を記入してください。右欄には検査で測定した制動距離を記入してください。

⑬ １(9)「駆動方式」欄には、該当しない項目を取消線で抹消した上で、「チェーンスプロケット式」及び「チェーンラックピニオン式」の「鎖の伸び」のうち「測定長さ」には、その鎖の摩耗した部分の長さを、「基準長さ」には、鎖車にかからない部分で摩耗していない鎖の長さを記入してください。また、右欄に現在の長さの基準長さに対する伸び率を記入してください。

⑭ １(12)「かご非常止め装置」の形式は、該当しないものを取消線で抹消してください。

⑮ １(17)「速度」には、定格速度を記入するとともに、右欄に検査で測定した上昇時及び下降時の速度を記入してください。

⑯ ４「上記以外の検査項目」には、第１第１項ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したとき又は第１第２項により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目又は第１第２項に規定する図書に記載されている検査項目を追加し、⑥から⑩に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、４は削除して構いません。

⑰ 「特記事項」欄は、検査の結果、要是正又は要重点点検の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目及び検査事項を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（　）書きで記入してください。

⑱ ブレーキパッドの状況に関する写真を別添１様式、ブレーキパッドを除く要是正又は要重点点検とされた検査事項（既存不適格の場合を除く。）における要是正又は要重点点検とされた部分の写真を別添２様式に従い添付してください。

別記第五号（Ａ４）

整理番号

検査結果表

（第１第１項第５号に規定する昇降機）

		氏　名	検査者番号
当該検査に関与した検査者	代表となる検査者		
	その他の検査者		

昇降機番号	

番号	検査項目			検査結果 指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	担当検査者番号
1	**機械室**							
(1)	機械室内の状況							
(2)	制御器	開閉器及び遮断器						
(3)		接触器、継電器及び運転制御用基板						
(4)		ヒューズ						
(5)		絶縁　電動機の回路（300V以下・300V超） 制御器等の回路の300Vを超える回路 制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路 制御器等の回路の150V以下の回路	MΩ MΩ MΩ MΩ					
(6)		接地						
(7)	電動機							
(8)	ブレーキ	パッドの厚さ イ.製造者が指定する 要重点点検となる基準値（　　mm） 要是正となる基準値（　　mm） ロ.やむを得ない事情により、点検者が設定する 要重点点検となる基準値（　　mm） 要是正となる基準値（　　mm）	右　　mm 左　　mm					
		非常停止時の踏段停止距離測定 ($V^2/9$≦踏段停止距離≦600mm)	mm					
(9)	減速機							
(10)	駆動鎖							
(11)	踏段反転装置							
2	**昇降口**							
(1)	ランディングプレート							
(2)	くし板							
(3)	くし板及び踏段のかみ合い							
(4)	インレットガード							
(5)	昇降起動スイッチ							
(6)	警報及び運転休止スイッチ							
(7)	速度　定格速度（　　m／min）		上昇　　m/min 下降　　m/min					
3	**中間部**							
(1)	ハンドレール駆動装置							
(2)	ハンドレール							
(3)	内側板							
(4)	踏段							
(5)	踏段レール又はローラー							
(6)	踏段相互のすき間		mm					
(7)	スカートガード							

4	**安全装置**					
(1)	インレットスイッチ					
(2)	非常停止ボタン					
(3)	スカートガードスイッチ					
(4)	踏段鎖安全スイッチ又はベルト安全スイッチ					
(5)	踏段浮上り検出装置					
(6)	駆動鎖切断時停止装置					
(7)	ハンドレール停止検出装置					
5	**安全対策**					
(1)	交差部固定保護板					
(2)	転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵					
(3)	落下物防止網					
(4)	踏段上直部の障害物					
(5)	交差部可動警告板					
(6)	踏段面注意標識					
(7)	登り防止用仕切板					
(8)	防火区画を形成するシャッター又は戸との連動停止装置					
6	**その他**					
(1)	車いす搬送用踏段					
7	**上記以外の検査項目**					

特記事項

番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月

（注意）

① この書類は、昇降機ごとに作成してください。その際に、「昇降機番号」欄には、建築基準法施行規則別記第36号の４様式第二面５欄の番号を記入してください。

② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の４様式第二面３欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該エスカレーターの検査を行った検査者が１人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。

④ 検査項目のうち、その点検事項が点検の対象の昇降機に適用されないことが明らかなものについては、その「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。

⑤ 「検査結果」欄は、別表第５（い）欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。

⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第５（い）欄に掲げる検査項目について（ろ）欄に掲げる検査事項のいずれかが（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に〇印を記入してください（ただし、（に）欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、（に）欄「ロ」に掲げる判定基準のみに該当する場合を除く。）。

⑦ 「検査結果」欄のうち「要重点点検」欄は、⑥に該当せず、別表第５（に）欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、（い）欄に掲げる検査項目について（ろ）欄に掲げる検査事項が（に）欄「ロ」に掲げる判定基準に該当する場合に〇印を記入してください。

⑧ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥及び⑦のいずれにも該当しない場合に〇印を記入してください。

⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に〇印を記入した場合で、建築基準法第３条第２項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、〇印を記入してください。

⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該昇降機の検査を行った検査者が１人の場合は、記入しなくても構いません。

⑪ １(5)「絶縁」には、該当しない回路及び電圧区分を取消線で抹消した上で、右欄に検査で測定した抵抗値を記入してください。

⑫ １(8)「ブレーキ」の「パッドの厚さ」には、「イ.」を〇で囲んだ上で、左欄に製造者が指定する要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、点検者が設定する基準により判定した場合は、「ロ.」を〇で囲んだ上で、左欄に要是正となる基準を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入してください。

⑬ １(8)「ブレーキ」の「非常停止時の踏段停止距離測定」には、右欄に測定した停止距離を記入してください。

⑭ ２(7)「速度」には定格速度を記入するとともに、右欄に検査で測定した上昇時及び下降時の速度を記入してください。

⑮ ３(6)「踏段相互のすき間」には、右欄に検査で測定した踏段相互のすき間を記入してください。

⑯　７「上記以外の検査項目」には、第１第１項ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したとき又は第１第２項により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目又は第１第２項に規定する図書に記載されている検査項目を追加し、⑥から⑩に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、７は削除して構いません。

⑰　「特記事項」欄は、検査の結果、要是正又は要重点点検の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目及び検査事項を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（　）書きで記入してください。

⑱　ブレーキパッドの状況に関する写真を別添１様式、ブレーキパッドを除く要是正又は要重点点検とされた検査事項（既存不適格の場合を除く。）における要是正又は要重点点検とされた部分の写真を別添２様式に従い添付してください。

別記第六号（Ａ４）

整理番号

検査結果表

（第１第１項第６号に規定する昇降機）

		氏　名	検査者番号
当該検査に関与した検査者	代表となる検査者		
	その他の検査者		

昇降機番号	

番号	検査項目				検査結果				担当検査者番号
					指摘なし	要重点点検	要是正	既　存不適格	
1	**機械室**								
(1)	機械室への経路及び点検口の戸								
(2)	点検用コンセント								
(3)	制御器	開閉器及び遮断器							
(4)	制御器	接触器、継電器及び運転制御用基板							
(5)	制御器	ヒューズ							
(6)	制御器	絶縁　電動機の回路（300V以下・300V超） 制御器等の回路の300Vを超える回路 制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路 制御器等の回路の150V以下の回路		MΩ MΩ MΩ MΩ					
(7)	制御器	接地							
(8)	巻上機	減速歯車							
(9)	巻上機	綱車又は巻胴	綱車と主索のかかり イ.製造者が指定する要是正となる基準値 （　　mm） ロ.やむを得ない事情により、点検者が設定する要是正となる基準値 （　　mm） ハ.綱車と主索の滑り等により判定	mm					
(10)	巻上機	軸受							
(11)	巻上機	ブレーキ	パッドの厚さ イ.製造者が指定する 要重点点検となる基準値（　　mm） 要是正となる基準値（　　mm） ロ.やむを得ない事情により、点検者が設定する 要重点点検となる基準値（　　mm） 要是正となる基準値（　　mm）	右　　mm 左　　mm					
	巻上機	ブレーキ	制動力						
(12)	そらせ車								
(13)	電動機								
(14)	主索の緩み検出装置								
(15)	主索の巻過ぎ検出装置								
(16)	速度　　定格速度（　　m／min）			上昇　　m/min 下降　　m/min					
2	**かご室**								
(1)	かごの壁又は囲い、天井及び床								
(2)	積載量の標識								
(3)	搭乗禁止の標識								
(4)	かごの戸								

3	**最上階出し入れ口**							
(1)	主索	径　最も摩耗した主索の番号(　　) 直径（　　mm）　未摩耗直径（　　mm）	%					
		素線切れ 最も摩損した主索の番号(　　) 該当する素線切れ判定基準（　　） 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超　・70%以下	１よりピッチ内の素線切れ数　　本 １構成より１ピッチ内の最大の素線切れ数 本					
		錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の径 主索の番号（　　） 直径（　　mm）　未摩耗直径（　　mm）	%					
		主索本数（　　本） 要重点点検の主索の番号(　　)　要是正の主索の番号(　　)						
(2)	主索の張り							
(3)	主索の取付部							
(4)	上部リミット（強制停止）スイッチ							
(5)	かごのガイドシュー等							
(6)	かご吊り車							
4	**各階の出し入れ口**							
(1)	昇降路における壁又は囲い							
(2)	出し入れ口の戸及び出し入れ口枠							
(3)	操作ボタン及び信号装置							
(4)	走行停止ボタン又はスイッチ							
(5)	ドアスイッチ							
(6)	ドアロック							
(7)	戸開放防止警報装置							
(8)	二方向同時開放警告装置							
(9)	積載量の標識							
(10)	搭乗禁止の標識							
(11)	ガイドレール及びレールブラケット							
5	**最下階出し入れ口**							
(1)	下部リミット（強制停止）スイッチ							
(2)	ピット床							
(3)	釣合おもり底部すき間							
(4)	釣合おもりの各部							
(5)	釣合おもりの吊り車							
(6)	移動ケーブル及び取付部							
(7)	かご非常止め装置							
(8)	釣合おもり非常止め装置							
6	**上記以外の検査項目**							

特記事項

番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月

（注意）

① この書類は、昇降機ごとに作成してください。その際に、「昇降機番号」欄には、建築基準法施行規則別記第36号の４様式第二面５欄の番号を記入してください。

② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の４様式第二面３欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該昇降機の検査を行った検査者が１人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。

④ 検査項目のうち、その点検事項が点検の対象の小荷物専用昇降機に適用されないことが明らかなものについては、その「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。

⑤　「検査結果」欄は、別表第６（い）欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。

⑥　「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第６（い）欄に掲げる検査項目について（ろ）欄に掲げる検査事項のいずれかが（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください（ただし、（に）欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、（に）欄「ロ」に掲げる判定基準のみに該当する場合を除く。）。

⑦　「検査結果」欄のうち「要重点点検」欄は、⑥に該当せず、別表第６（に）欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、（い）欄に掲げる検査項目について（ろ）欄に掲げる検査事項が（に）欄「ロ」に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。

⑧　「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥及び⑦のいずれにも該当しない場合に○印を記入してください。

⑨　「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第３条第２項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。

⑩　「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該昇降機の検査を行った検査者が１人の場合は、記入しなくても構いません。

⑪　１(6)「絶縁」には、該当しない回路及び電圧区分を取消線で抹消した上で、右欄に検査で測定した抵抗値を記入してください。

⑫　１(9)「綱車又は巻胴」には、「イ.」を○で囲んだ上で、左欄に製造者が指定する要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、点検者が設定する基準により判定した場合は、「ロ.」を○で囲んだ上で、左欄に要是正となる基準を記入してください。また、右欄に検査で測定した寸法を記入し、綱車と主索の滑り等により判定した場合は、「ハ.」を○で囲んでください。

⑬　１(11)「ブレーキ」の「パッドの厚さ」には、「イ.」を○で囲んだ上で、左欄に製造者が指定する要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、点検者が設定する基準により判定した場合は、「ロ.」を○で囲んだ上で、左欄に要是正となる基準を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入してください。

⑭　１(16)「速度」には、定格速度を記入するとともに、右欄に検査で測定した上昇時及び下降時の速度を記入してください。

⑮　３(1)「主索」の「径」には、最も摩耗した主索の番号を記入するとともに、最も摩耗が進んだ部分の直径と綱車にかからない部分で摩耗していない部分の直径を記入してください。また、右欄に最も摩耗が進んだ部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する比率を記入してください。

⑯　３(1)「主索」の「素線切れ」には、最も摩損した主索の番号を記入するとともに、該当する素線切れ判定基準及び素線切れが生じた部分の断面積の割合を記入し、該当しないものを取消線で抹消してください。「１よりピッチ内の素線切れ数」には、最も素線切れが多い１ピッチ内の素線切れ数を記入してください。「１構成より１ピッチ内の最大の素線切れ数」には、１ピッチ内で最も素線切れが多い１構成よりの素線切れ数を記入してください。

⑰　３(1)「主索」の「錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の径」には、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索の番号を記入するとともに、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径と綱車にかからない部分で摩耗していない部分の直径を記入してください。また、右欄に錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する割合を記入してください。

⑱　３(1)「主索」の「主索本数」には、主索の本数を記入してください。また、「要重点点検の主索」欄及び「要是正の主索」欄は、それぞれ該当するすべての主索番号を記入してください。

⑲　６「上記以外の検査項目」には、第１第１項ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したとき又は第１第２項により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目又は第１第２項に規定する図書に記載されている検査項目を追加し、⑥から⑩に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、６は削除して構いません。

⑳　「特記事項」欄は、検査の結果、要是正又は要重点点検の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目及び検査事項を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（　）書きで記入してください。

㉑　３(1)主索において最も摩耗した主索、最も素線切れの多い主索として掲げたもの、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索及びブレーキパッドの状況に関する写真を別添１様式、主索及びブレーキパッドを除く要是正又は要重点点検とされた検査事項（既存不適格の場合を除く。）における要是正又は要重点点検とされた部分の写真を別添２様式に従い添付してください。